

平成22年12月21日

男女共同参画課

電話 0742-34-1525

「奈良市男女共同参画計画（第2次）(案)」に対する意見募集について

男女が、社会の対等なパートナーとして、ともに責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、平成13年度に策定した「第1次奈良市男女共同参画計画」が10カ年の計画期間が満了するため、今後もこれまでの施策を継承しつつ、経済構造や社会情勢の変化により新たに発生した課題にも対処するために新たに「第2次男女共同参画計画」の策定に向けて、男女共同参画推進審議会において検討しておりますが、この度別紙のとおり「男女共同参画計画（第2次）(案)」がまとまりました。

そこで、奈良市男女共同参画計画（第2次）を策定するにあたり、広く市民の皆様から意見を募集します。

- 1 意見募集案件
奈良市男女共同参画計画（第2次）(案)
- 2 奈良市男女共同参画（第2次）の趣旨
平成13年度に「第1次奈良市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた様々な施策に取り組んできました。これまでの取り組み成果を継承しながら男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、少子高齢化等社会情勢や経済構造の変化に対応した「第2次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現のため、取り組んでいきます。
- 3 募集期間
12月22日（水）～1月21日（金）
- 4 意見を提出できる個人及び団体
市内在住・在勤・在学の人、市内で活動または事務所を有するNPO・NPO法人・事業者
- 5 奈良市男女共同参画計画（第2次）(案)の公開場所
案は、市役所広報公聴課及び男女共同参画課で公開・配布しています。なお、市ホームページ（<http://www.city.nara.jp>）で閲覧・ダウンロードできます。

6 意見の提出方法

表題に「奈良男女共同参画計画（第2次）（案）に対する意見」と明記し、
意見、住所
（団体の場合は団体の名称・所在地・電話番号）を記載し市役所男女共同参画課
へ郵便又は
新書便・FAX・電子メール・ホームページの入力フォーム・持参のいずれかの方
法で提出

してください。

なお、意見の提出にあたっては、次の点にご注意ください。

- ・ 電話等口頭による意見は受付できません。
- ・ 電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良男女共同参画計画（第2次）（案）に対する意見と入力し、必ずメール本文に意見を記入してください。電子メールに意見を添付しないで下さい。
- ・ 素案に対する意見は、日本語で記入してください。
- ・ 提出された原稿等は、返還できません。

7 意見の取扱

- ・ 提出された意見を考慮して、計画を策定します。
 - ・ 提出された主な意見の要点を項目ごとに整理集約した上で、それに対する市の考え方、素案を修正した場合はその内容及び理由を併せて公表します。
 - ・ 計画及び意見募集の結果の公表時期は平成23年3月下旬頃の予定です。
 - ・ 提出された方へ個別に意見に対する回答は行いません。
 - ・ 意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。
- なお、意見を提出された個人に関する情報は、公表しません。

《意見の提出先》

〒630 - 8122 奈良市三条本町8番1号
奈良市市民活動部人権文化推進室
男女共同参画課
TEL 0742 - 34 - 1525
FAX 0742 - 33 - 6938
Email danjokyoudou@city.nara.lg.jp

奈良市男女共同参画計画（第2次）（案）の概要

1 計画の趣旨

男女共同参画社会基本法の理念に基づき、平成13年度に策定した「第1次奈良市男女共同参画計画」が10カ年の計画期間が満了するため、今後もこれまでの施策を継承しつつ、経済構造や社会情勢の変化に対応するために、新たにステップとして「第2次男女共同参画計画」の策定し、施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 奈良市男女共同参画計画の根拠

男女共同参画社会基本法（法律第78号）及び奈良市男女共同参画推進条例（平成15年制定）に基づく計画

3 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間

4 計画の基本理念

男女の人権の尊重

社会の制度及び慣行への配慮

方針の立案及び決定に対等に参画する機会の確保

家庭生活における活動とその他の活動を共に行えること

性と生殖に関する自己決定の尊重と生涯を通じての健康に配慮

国際的な取り組みと協調

5 計画の位置付け

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

6 市民意識調査から見えるもの

(1) 性別役割分業観について

女性の5割強が否定的であるものの、前回の調査に比べ性別役割分業肯定派が増加し、否定派が減少。学校教育を除きいずれの分野においても男女の平等感で平等と感じる人が減少しています。

(2) DVについて

意識調査の回答から、DV被害者の多くは女性であり女性への暴力等の対策として、啓発の充実、相談窓口の充実、被害者の避難場所の整備及び教育の充実など、行政に対する多くの課題が提示されているといえます。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について認知度は低いもののワーク・ライフ・バランスを進めることに肯定的な意見が多くなっています。

(4) 行政の取り組みとして必要なこと

男女共同参画社会の実現のための取り組みとして「子育て支援システムを整備する」「高齢者のための介護・生活支援サービスを充実させる」「労働時間の短縮や各種休業制度の普及等労働条件改善に向けて働きかけを行う」など女性の家庭での役割分担の軽減や就労の場における均等な扱いの徹底などが行政課題として指摘されています。

以上の結果を踏まえ第2次男女共同参画計画策定に際し、固定的性別役割分担意識の解消を目指すと共に「ワーク・ライフ・バランス」「子ども・子育て支援策」「人権施策」について有効性のある計画となるよう考慮していく必要があります。

7 計画の基本方向

あらゆる分野の改革・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進

人権の尊重と男女共同参画への意識改革

女性施策推進のための環境の整備・充実

以上を基本方向として、「第2次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会実現のため、取り組んでいきます。

8 男女共同参画計画(第2次)の特色

平成19年12月「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されたことに伴い、その理念に基づく施策の推進

平成22年9月に作成した「奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」を取り入れた各種施策の推進